

令和6年5月

お客様各位

福井信用金庫

## 既存口座への未利用口座管理手数料の適用について

平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、令和2年10月1日（木）以降に新規開設された普通預金口座（無利息型・総合口座を含みます）、貯蓄預金（以下、「普通預金等」といいます）に「未利用口座管理手数料」を適用しておりますが、令和6年10月1日（火）より令和2年9月30日以前に開設された普通預金等についても、「未利用口座管理手数料」を適用させていただきます。

なお、本手数料は、未利用の状態となった普通預金等の口座についてのみ管理コストをご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の普通預金等の口座が対象となることはございません。

未利用口座管理手数料の詳細は次のとおりとなります。

### 1. 未利用口座管理手数料の対象となる口座

次の項目を全て満たす普通預金口座等の口座を対象といたします。

- 最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金等へのお利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金等の口座であること。
  - 該当する普通預金口座等の口座の残高が1万円未満であること。
  - 同一店舗において金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がないこと。
  - 同一店舗においてお借入れがないこと。
- ※紛失等でご利用を停止されている普通預金等の口座も対象となります。

### 2. 未利用口座管理手数料の取扱い

- お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を送付します（「ご案内」が遅着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします）。
- ご案内後、一定期間（約3ヵ月）経過後もお取引が無い場合に、未利用口座管理手数料として年間1,320円（消費税込み）を当該口座から引落しいたします。
- 初回手数料の引き落とし以降は、1年ごと最終異動日の応答月に未利用口座の判定を行い、本手数料を引き落とします。

### 3. 口座の自動解約について

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合には、残高を未利用口座管理手数料の一部として頂戴し、この口座を自動的に解約いたします。
- 上記において一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約した口座の再利用には応じかねますので、予めご了承下さい。

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。